令和　８年（ヌ）第　　５５号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１２日
松山地方裁判所民事部
裁判所書記官　今　村　正　詞

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日　午前　８時３０分から 令和　８年１２月１０日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１７日　午前１０時００分 松山地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　７日　午前１０時００分 松山地方裁判所民事部
特別売却実施期間	令和　８年１２月１８日　午前１０時００分から 令和　８年１２月２１日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１２日から当庁民事書記官室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,320,000 2,656,000	一括	664,000	33,785	0
1	1,180,000				
2	230,000				
3	1,910,000				
備考					

令和　８年（ヌ）第　　５５号

物　件　目　録

１　所　　在　　今治市上徳字小開

　　地　　番　　甲６１番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２２８．５７平方メートル

２　所　　在　　今治市上徳字小開

　　地　　番　　甲６１番９

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　４４平方メートル

３　所　　在　　今治市上徳字小開　甲６１番地２

　　家屋　番号　　甲６１番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　　７２．６７平方メートル
　　２階　　２５．２７平方メートル

令和　８年（ヌ）第　　５５号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月　９日
松山地方裁判所民事部
裁判所書記官　今　村　正　詞

1　不動産の表示
【物件番号１～３】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号１～３】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号１、２】
物件１、２は一体の土地として利用されており、相互の境界は不明確である。また、北側道路及び南側水路との境界が不明確である。
【物件番号３】
本件物件を落札した場合、居住するまでに都市計画法４３条の建築許可を取得し、用途変更の手続きを行う必要がある。

《注　　意　　書》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ヌ）第　　５５号

物　件　目　録

１　所　　在　　今治市上徳字小開

　　地　　番　　甲６１番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２２８．５７平方メートル

２　所　　在　　今治市上徳字小開

　　地　　番　　甲６１番９

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　４４平方メートル

３　所　　在　　今治市上徳字小開　甲６１番地２

　　家屋　番号　　甲６１番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　　７２．６７平方メートル
　　２階　　２５．２７平方メートル

令和　８年（ヌ）第　５５号
令和　８年　８月１２日受理
令和　８年　９月　８日提出

現 況 調 査 報 告 書

松山地方裁判所
執行官　井　口　真　一

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ヌ）第　　55号

物　件　目　録

1　所　　在　　今治市上徳字小開

　　地　　番　　甲６１番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２２８．５７平方メートル

2　所　　在　　今治市上徳字小開

　　地　　番　　甲６１番９

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　４４平方メートル

3　所　　在　　今治市上徳字小開　甲６１番地２

　　家屋　番号　　甲６１番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　　７２．６７平方メートル
　　２階　　２５．２７平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１、２
現況地目	■宅地（物件１、２）□公衆用道路（物件　　）□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 上記の者が、物件１土地上に下記物件３建物を所有し、物件１、２土地を占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件３
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である。 □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が、物件３建物を 住居 として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 保管開始日　令和　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■ A （本件債務者）	1　私は、本件物件の所有者です。 2　本件物件において、高齢の母と二人で住んでいます。 第三者との間に貸借関係等はありません。 3　本件土地について、境界争いや近隣との揉め事などはありません。 物件１と２土地との境界は分かりません。物件２土地は、水路上には存在しないと思います。 4　本件物件は、平成１４年頃に競売により取得しました。取得後、建物の増改築はしていません。ただし、洗濯機の水が溢れ出たことで１階の廊下や洋室の床の上に新たに床材を貼り、外壁の一部について木製壁材の上に外壁材を貼りました。 同建物の不具合は、１階の床の間や２階の和室で雨漏りします。また、歩くと床の沈み込みがあります。 なお、室内で羽音が聞こえることがあり、それはシロアリによるものかもしれません。 5　本件物件において、リース物件はありません。 6　建物内でペットは飼育していません。 7　上水道を引き込み、使用しています。 排水は、浄化槽を使用しています。 8　本件土地の東側隣接地上にある設備について、それが何であるか知りません。 9　本件物件において、これまでに事件や事故はありません。 また、浸水などの自然災害に見舞われたこともありません。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（執行官の意見用）

執　行　官　の　意　見

1　本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況等から２枚目記載のとおり認めた。

2【都市計画区分】

今治市役所での調査によると、本件物件は都市計画区域内の市街化調整区域に位置している。

3【接　道】

物件１土地の北側に、現況幅員約４．４ｍのｱｽﾌｧﾙﾄ舗装（建築基準法上の道路・写真17番）に接面している。

なお、公図上、同土地の南西側に道が存在する。

4【本件土地の利用状況・範囲等】

⑴　物件１、２土地は一体となって、物件３建物の敷地として利用されている。

⑵　同土地の範囲については、現況の支配範囲は明確であるものの、北及び南側部分の境界が不明確である。

本件土地は、国土調査が未実施であり、法14条１項地図は存在しない。地積測量図はいずれも残地であり求積されていない。物件３建物の建物図面は、「甲61番10、11」土地に分筆前の図面であるが、物件２土地の所在と推察される箇所は「農道」と表記されている。登記上、同土地の登記地目は所有権保存登記時から、「雑種地」のままである。固定資産公課証明書によれば、「宅地」として課税されている。

一方、物件１土地の北側は、公図上、法定外公共物であり、さらに北側の「甲61番3」土地は、登記上、登記地目は田、内務省所有となっており、それらの土地が一体となって市道となっているものと推察されるが、その詳細は不明である。

なお、正確な境界及び地積を確定させるためには、別途、専門家による境界確認及び地積測量等が必要であると思料する。

5【本件建物の状況・不具合等】

物件３建物は、全体的に経年（登記上：昭和５１年１１月２０日新築）劣化が認められたほか、関係人の陳述のとおり、雨漏り痕及び床の沈み込みを認めた。その他、建具の損傷（写真４番）及びブロック塀のヒビ割れなどが見受けられた。

6【その他】

⑴　物件１土地上には、物件３建物の東側に物置（工作物・写真15番）が、南東側に物置（動産）が、それぞれ存する。

⑵　本件土地の東側の目的外土地（甲61番10、11・写真18番）は、四国瓦斯株式会社所有のガスのガバナ用地（中継地）である

法務局で調査によると、同目的外土地は、登記上、「工場財団に属した」旨の記載がある。

以　上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和８年８月 12 日 （水） 13：00－13：20	当庁	立入期日通知書並びに法務局及び市役所に対する各種申請書作成及び送付
令和８年８月 14 日 （金） 8：45－9：15	物件所在地	物件確認、接道外観等調査、写真撮影、A と面談
令和８年８月 14 日 （金） 9：25－9：50	今治市役所	建物図面等資料収集、公法上の規制等調査
令和８年８月 14 日 （金） 9：55－10：20	松山地方法務局 今治支局	公簿公図等閲覧等調査
令和８年８月 27 日 （木） 12：20－12：30	松山地方法務局 今治支局	閉鎖登記簿謄本交付申請等 追加調査
令和８年８月 28 日 （金） 9：10－10：00	物件所在地	立入調査、写真撮影、A と面談、評価人同行
令和８年８月 28 日 （金） 10：10－10：30	松山地方法務局 今治支局	目的外土地に関する公簿公図等閲覧等 追加調査
令和８年８月 31 日 （月） 13：00－13：10	当庁（電話）	四国瓦斯株式会社担当者に対し、目的外土地に関する聴き取り調査

（特記事項）
なし

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



※ 公図、地積測量図、建物図面、住宅地図、航空写真等を参考にした概略図であり、境界を示すものではない。

〇は写真撮影方向及び番号を示す。

間取図





2階



1階

←○は写真撮影方向及び番号を示す。

(7 枚目)

1

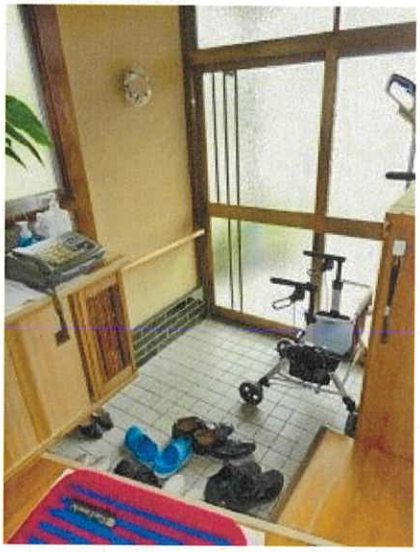


受命物件の状況

2



3



4

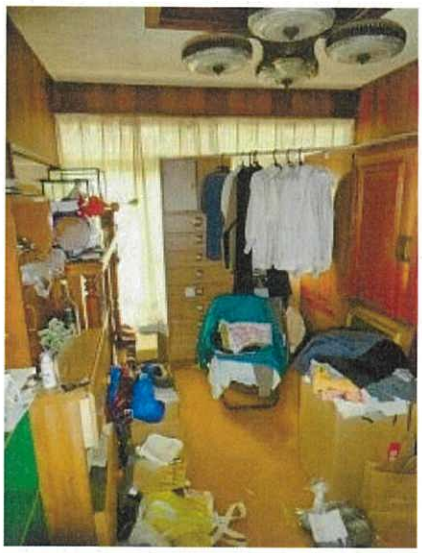


建具の損傷

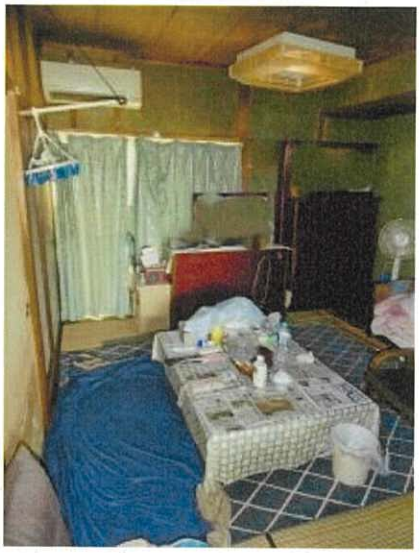
5



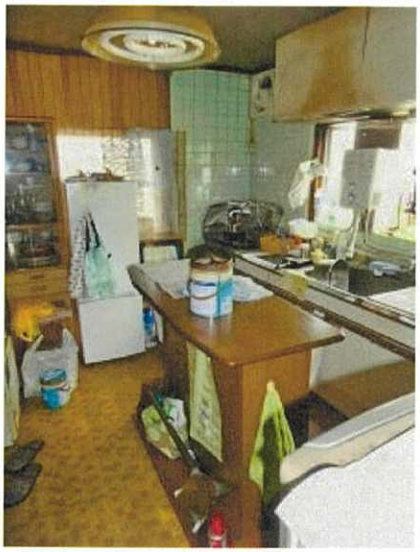
6



7



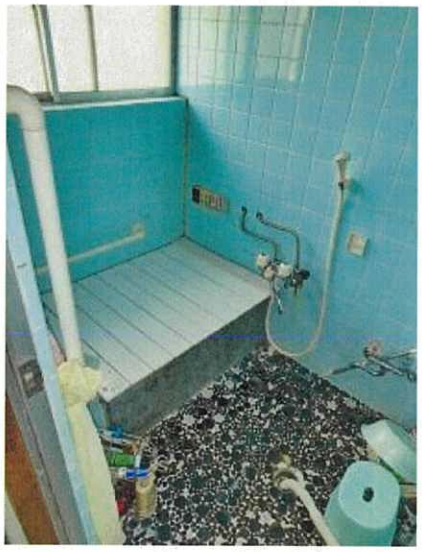
8



9



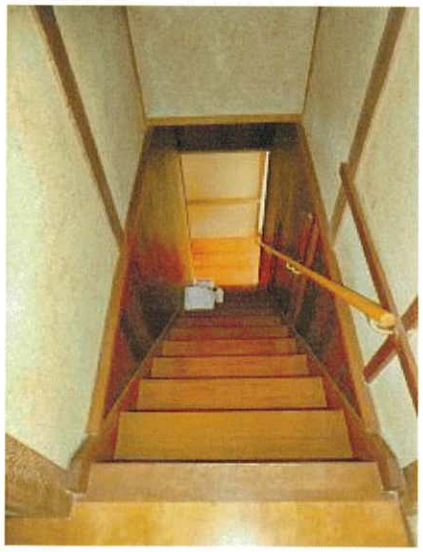
10



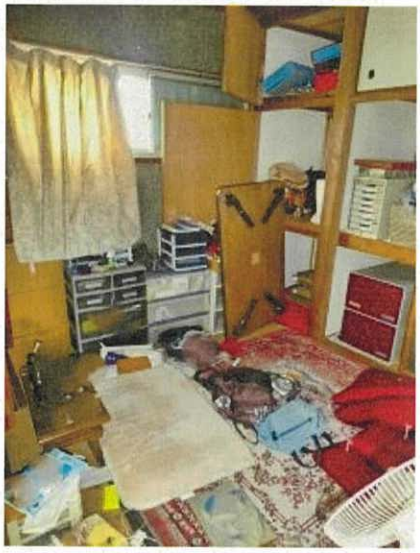
11



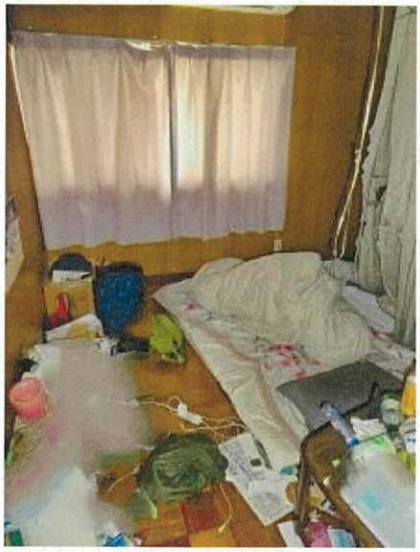
12



13



14



15



16



物件１土地と物件２土地との境界付近の状況

17



接面道路の状況

18



東側隣接地（甲61-10）の状況

写

令和 8 年（ヌ）第 55 号
令和 8 年 8 月 28 日 現地調査
令和 8 年 9 月 10 日 評　価

松山地方裁判所 御中

評　価　書

評価人　不動産鑑定士

大河 功一

第１　評価額

一　括　価　格	
金　3,320,000　円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金　1,180,000　円
物件２（土地）	金　230,000　円
物件３（建物）	金　1,910,000　円

１　一括価格は、物件１、２、３の各不動産について、一括売却(民事執行法６１条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１、２の内訳価格は物件３のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件３の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	今治市上徳字小開 甲６１番２ 宅地 228.57 ㎡	同左
2	所在 地番 地目 地積	今治市上徳字小開 甲６１番９ 雑種地 44 ㎡	宅地
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	今治市上徳字小開 甲６１番地２ 甲６１番２ 居宅 木造スレート葺２階建 １階　72.67 ㎡ ２階　25.27 ㎡	同左

番号	特記事項

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等　（物件１、２一体地）

位置・交通	ＪＲ予讃線「伊予富田」駅の東方・道路距離約1.8km 最寄バス停「拝志」の南西方・約800m（徒歩約10分） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	農地が多く残る市街化調整区域に形成された一般住宅を中心とする住宅地域。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化調整区域
	用途地域	－
	建ぺい率	70%
	容積率	200%
	防火規制	－
	その他の規制	
画地条件	地積　：　272.57 ㎡ 形状　：　不整形 間口　：　約 42 m 奥行　：　約 8 m	
接面道路の状況	北幅員約4.4m舗装市道（東村上徳1号線）に概ね等高に接面。 ※ 当該道路は、建築基準法第42条道路に該当する。	
土地の利用状況等	目的建物（物件３）の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道　あり 都市ガス　なし 下水道　なし （注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。	
特記事項	<土壌汚染> 公的資料、地歴、現在の使用状況等からは土壌汚染の可能性のある用途での利用はなかったものと推察されるので、価格形成要因から除外して評価する。 <埋蔵文化財> 周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 <その他> 現況の支配範囲は明確であるが、北及び南側部分の境界が不明確である。	

2 建物の概況及び利用状況　（物件３）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：昭和 51 年 11 月 20 日新築 経　過　年　数：　50 年 経済的残存耐用年数：　1 年
仕　　様	構　造：木造 屋　根：スレート葺 外　壁：板張、吹付塗装、タイル、モルタル等 内　壁：繊維壁、じゅらく壁、板張、タイル等 天　井：目透かし天井、化粧石膏ボード等 床　：フローリング、畳、クッションフロア、タイル等 設　備：電気設備、給排水設備、衛生器具設備、浄化槽等 その他：
床面積（現況）	延 97.94㎡
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：現況調査報告書の「間取図」参照
品　　等	普通
保守管理の状態	やや劣る ※ 経年相応の劣化があるほか、要修繕箇所が多数あり。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり 競売手続においては、建物に付属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。
特記事項	・対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・競落後、居住するまでに都市計画法第43条の建築許可を取得し、用途変更（既存の権利に係る住宅→一般住宅）の手続きを行う必要がある。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格　（物件１・２）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 （円／㎡） ア	個　別 格　差 イ	地　積 （㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ
1	31,500	0.76	228.57	0.80	4,380,000
2	31,500	0.76	44	0.80	840,000

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示　　今治－２０

公示価格等		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
35,300円／㎡	×	100.2	／100	× 100	／102	× 100	／110.0	＝ 31,500円／㎡

◇ 時 点 修 正 ： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
◇ 標準化補正 ： 接面街路との関係等を考慮した。
◇ 地 域 格 差 ： 交通接近条件、環境条件等を考慮した。
イ　個 別 格 差 ： 規模、形状等の画地条件を考慮した。
ウ　地　　積 ： 登記数量による。
エ　建 付 減 価 ： 建物の築年数、維持管理の程度等を考慮した。

（２）建物価格　（物件３）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 （円／㎡） ア	現況延床面積 （㎡） イ	現　価　率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ
3	160,000	97.94	0.02	310,000

ウ　現価率（定額法）

・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用。
　経過年数50年、　経済的残存年数1年、　残価率0%
　観察減価法　（ 保守管理の状況等　やや劣る　）による補正を　▲10%と査定した。
・　現価率 ＝{0%＋(1　－0%)×(　1年／（50年＋　1年）)　}×(1－10%)
　　＝　0.02

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	4,380,000	0.55	法定地上権	2,410,000
2	840,000	0.55	法定地上権	460,000
合計				2,870,000

イ 土地利用権等割合：　土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 55% と査定した。

②　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格(円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,380,000	-2,410,000		1.00	0.6	1,180,000
2	840,000	-460,000		1.00	0.6	230,000
3	310,000	+2,870,000	1.00	1.00	0.6	1,910,000
一括価格(合計)						3,320,000

ウ 占有減価修正 ：修正の必要がない。

エ 市場性修正 ：修正の必要がない。

オ 競売市場修正 ：第２ 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１　地価公示価格　（　　今治－２０　　）

所　　在：	今治市高市字コモイケ甲４２番１５
価　　格：	35,300 円／㎡
位　　置：	伊予富田駅　　約730m
価格時点：	令和8年1月1日
地　　積：	158 ㎡
供給処理施設：	水道、ガス
接面街路：	南西側　4m　私道
用途指定等：	調区　　（建ぺい率　70%　、容積率　200% ）
地域の概要：	中規模一般住宅が多い郊外の住宅地域

２　固定資産税評価額　（令和　8　年度）

物件１	5,059,396 円
物件２	973,940 円
物件３	1,140,019 円

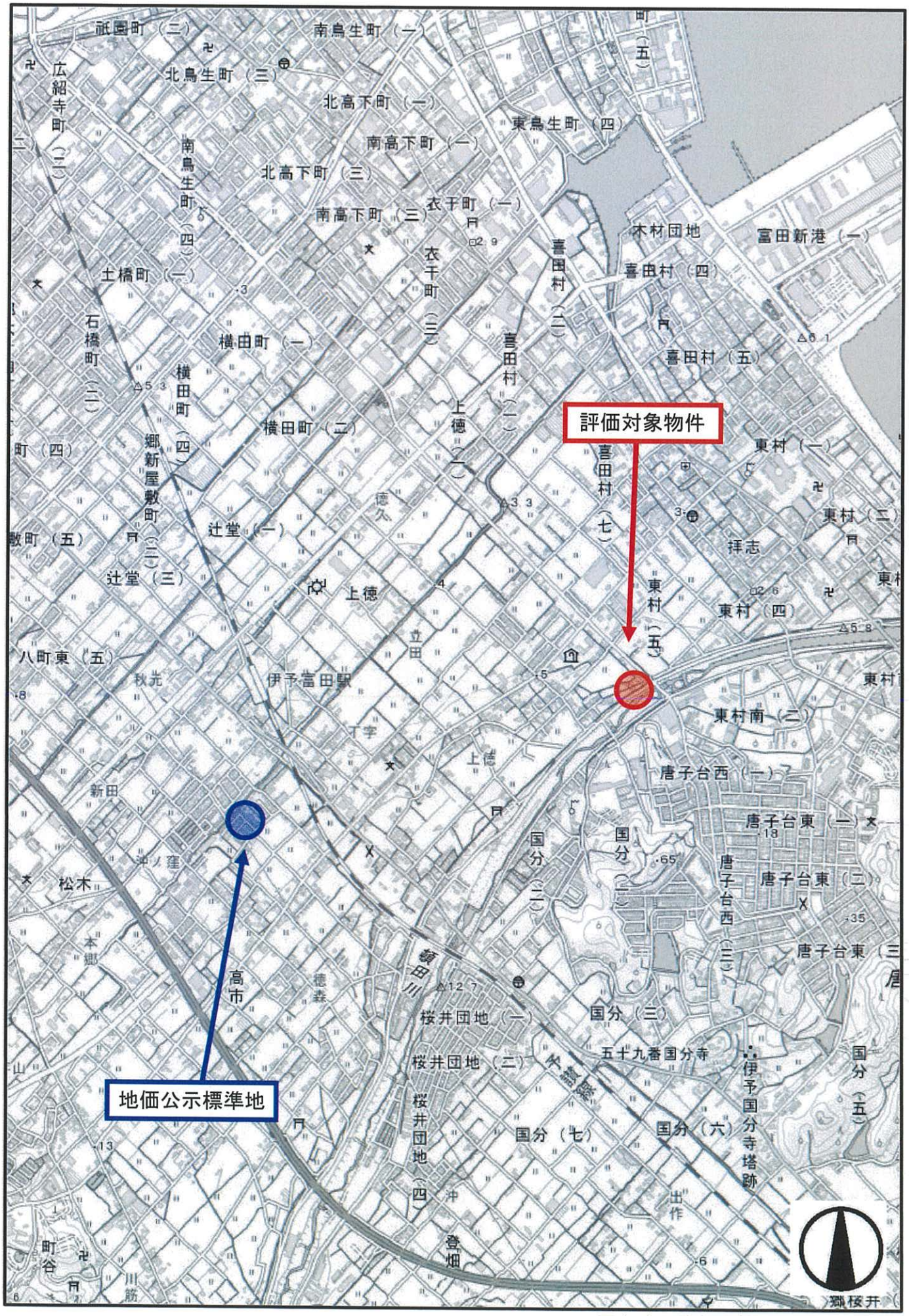
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第７　附属資料

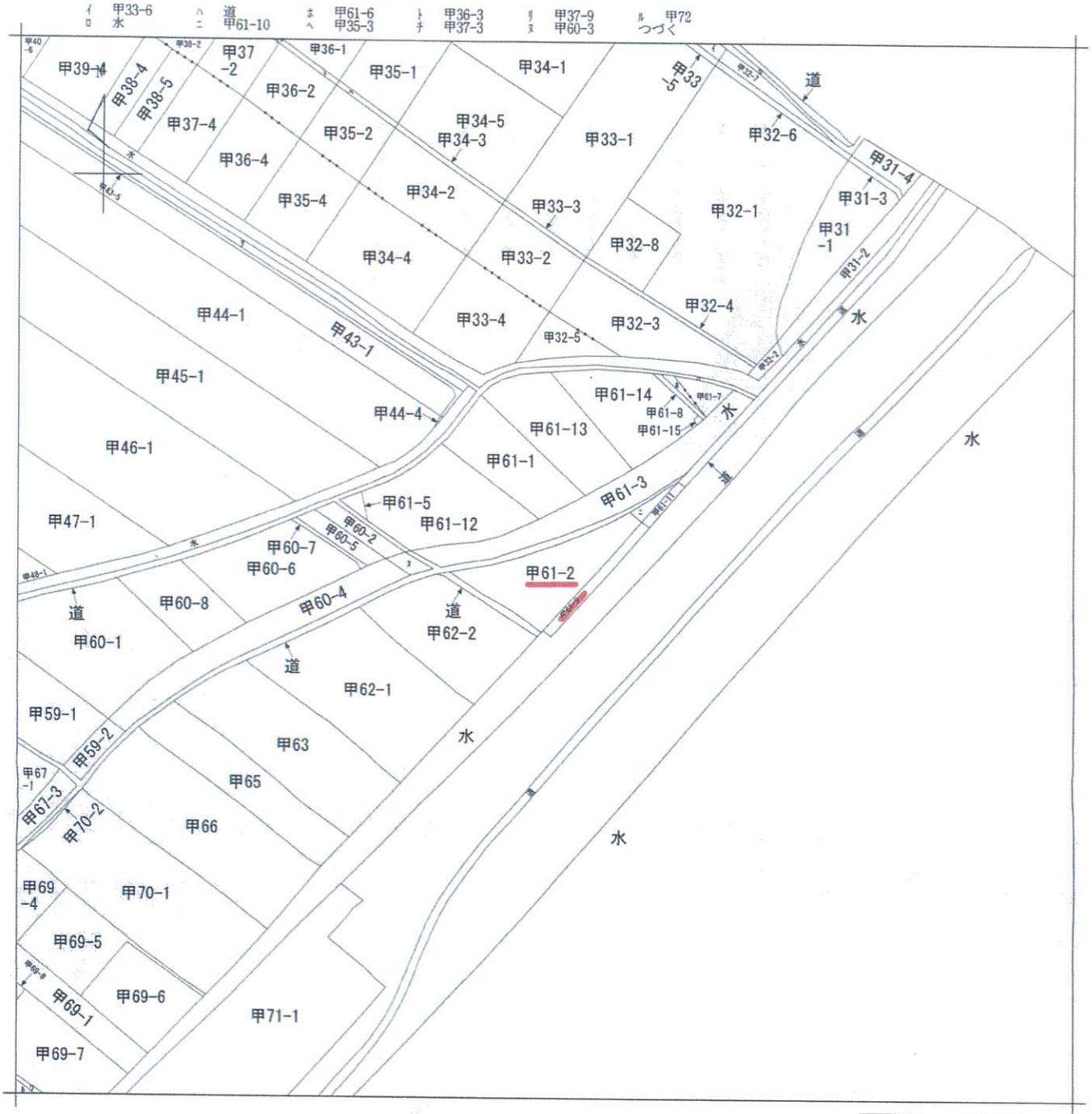
１　位置図
２　公図
３　地積測量図
４　建物図面・各階平面図

以　上

位置図



国土地理院ウェブサイトをもとに作成



(注) 地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	東村 5丁目 / 上徳

請求部分	所在	今治市上徳字小開			地番	甲61番2			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日（原図）			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年8月13日
松山地方法務局今治支局
登記官 [redacted]

請求番号：3-1
(1/2)

A３版をA４版に縮小

公用

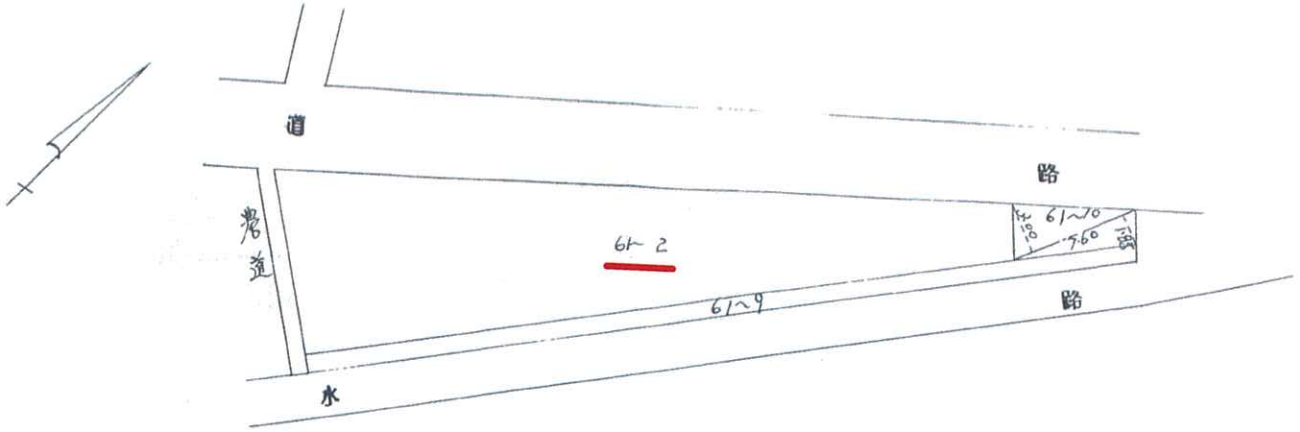
登記年月日：昭和52年6月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年8月13日
松山地方法務局今治支局
登記官 [redacted]

前甲61-2　111494

地番	甲61～10、甲61-2
土地の所在	今治市上徳字小用

土地所在図 / 地積測量図



61～10　7.6 × (1.85 + 3.00) × 1/2 = 18.43

61～2　247.00 − 18.43 = 228.57

縮尺	1/M (1/310)	1/M

(愛媛県土地家屋調査士会指定用紙)

(S50.7.300冊)
S52.6.30

作製年月日	昭和52年6月18日
作製者	[redacted]
申請人	[redacted]

[redacted]

[redacted]

請求番号：3-2

A３版をA４版に縮小

公用

登記年月日：昭和52年6月24日

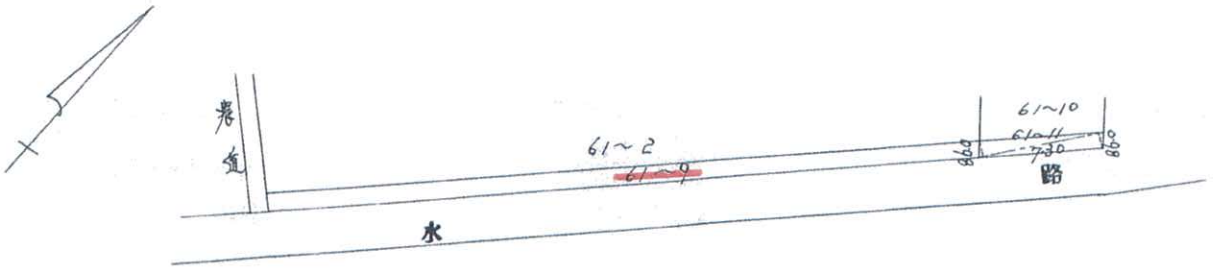
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年8月13日　松山地方法務局今治支局

登記官

前甲61-9　111495

地番	甲61～11，甲61-9	土地所在図 地積測量図
土地の所在	今治市上徳字小浦	



61～11　7.3 ×(0.98+0.98)½ ＝7.154

61～9　52 － 7.154 ＝44.846

昭和52年6月18日 作製年月日	作製者 [redacted]
	申請人 [redacted]

縮尺	1/500	1/M

（愛媛県土地家屋調査士会指定用紙）　（S 50.7.300冊）

S52.6.29

請求番号：3-4

A３版をA４版に縮小

公用

登記年月日：昭和51年11月30日

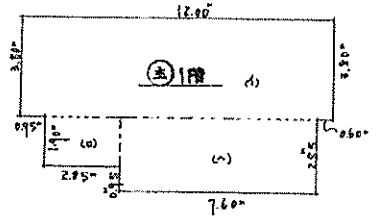
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年8月13日　松山地方法務局今治支局
登記官

311319

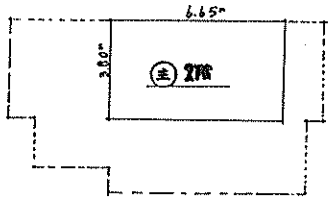
建物図面
各階平面図

家屋番号	甲61～2
建物の所在	今治市上徳字小開 甲61～2

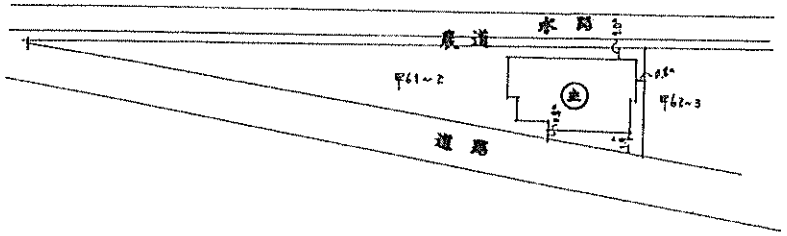
S 51. 11. 30



(主)1階床面積
(イ) 3.80m × 12.00m — 45.60㎡
(ロ) 1.90 × 2.85 — 5.415
(ハ) 2.85 × 7.60 — 21.660
(主)1階床面積合計 72.675㎡
∴(主)1階床面積 72.67㎡



(主)2階床面積
3.80m × 6.65m — 25.270㎡
∴(主)2階床面積 25.27㎡



建物図面縮尺 1/500 N

昭和五壹年拾壹月廿貳日	作製年月日
[redacted]	作製者
[redacted]	申請人

縮尺	1/500m	1/

（日本土地家屋調査士会連合会用紙）

S 51. 11. 30

（日図連15）

請求番号：3-3

A3版をA4版に縮小